

長建協発第126号
平成22年7月5日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

都市計画法第53条の建築許可における規制緩和について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大村市におきまして、この度、都市計画法第53条第1項の許可申請に関する建築許可の基準について一部見直しがあり、これまで2階建て以下の木造、鉄骨造等を許可の対象としていましたが、平成22年8月1日より、近い将来に都市計画施設等の事業の施行を当面行う見込みがない区域は、階数についての規制を緩和して3階建て以下までを許可の対象とされました。

つきましては、標記について、大村市長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。